

函館市老人福祉功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉の向上に功労のあった者に対する表彰および記念品の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 表彰の対象者は、次の各号のいずれにも該当し、その功労が特に顕著であると市長が認める者とする。

(1) 市内の老人クラブまたは函館市老人クラブ連合会（以下「連合会等」という。）の会長または副会長を5年以上務め、老人クラブ活動の育成・指導を通じて老人福祉の向上に功績があり、連合会長の推薦を受けた者

(2) 過去において函館市社会福祉協議会長の表彰を受けたことがあり、函館市長の表彰を受けたことがない者

2 表彰を受けることと決定した者が、表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状および記念品は、遺族に贈る。

(表彰の時期)

第3条 表彰は、函館市老人福祉大会または市長が必要と認めるときに行う。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月29日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前から函館市老人クラブ連合会または函館市亀田老人クラブ連合会の役員であった者で、施行の日以後も、引き続き、函館市新老人クラブ連合会の役員となった者に係る、この要綱による

改正後の要綱第2条の規定の適用については、函館市老人クラブ連合会または函館市亀田老人クラブ連合会の役員であった期間を通算するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日から函館市新老人クラブ連合会または戸井町老人クラブ連合会、恵山町老人クラブ連合会、楸法華村老人クラブ、南茅部町老人クラブ連合会の役員であった者で、施行の日以後も、引き続き、函館市老人クラブ連合会の役員となった者に係る、この要綱による改正後の要綱第2条の規定の適用については、函館市新老人クラブ連合会または戸井町老人クラブ連合会、恵山町老人クラブ連合会、楸法華村老人クラブ、南茅部町老人クラブ連合会の役員であった期間を通算するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。